



米子コンベンションセンター利用者団体支援事業助成制度は、一定の使用条件を満たす催事に対し、センターの施設使用料の一部などを助成することによって開催支援を行うものです。

米子コンベンションセンター利用者団体支援事業助成制度

● 新規利用者助成金制度

対象施設 多目的ホール平土間（全面・半面）・国際会議室（全面）

- 対象条件**
- (1) 新規又は過去3年以上利用がなかった主催者が対象施設を主会場として展示会を連続2日以上開催する場合。
 - (2) 見本市・展示会等の施設利用料を前納する催事。
※鳥取県立米子コンベンションセンター及び米子国際会議場の管理に関する事務取扱要領に定める。
 - (3) 利用申込書提出後の変更を行わない催事。

交付金額 助成金の額は右表のとおり。

利用会場	日数	交付額
多目的ホール（全面）	2日以上	200,000円
多目的ホール（半面）	2日以上	100,000円
国際会議室（全面）	2日以上	100,000円

● 長期利用者助成金

対象施設 多目的ホール・国際会議室

対象条件 3日間以上利用する催事。
※連続7日間までを条件として助成する。

交付金額 助成金の額は右表のとおり。ただし、重複利用の場合は、請求金額の高い会場を助成対象とする。

利用会場	日数	交付額
多目的ホール（全面）	3日間以上	15,000円/日
多目的ホール（半面）	3日間以上	10,000円/日
国際会議室（全面）	3日間以上	15,000円/日

※助成対象が重複する場合は高い方の助成金対象額のみを助成致します。

● 上記助成金の詳しいお問い合わせは下記へ

米子コンベンションセンター 企画営業担当

（指定管理者 公益財団法人とっとりコンベンビューロー）

TEL (0859)-35-8111 FAX (0859)-39-0700

E-mail:kikaku@bigship.or.jp